

平成29年度 随意契約の公表(都市整備部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成29年10月1日から平成30年3月31日までの随意契約

【 都市整備部 】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
都市基盤整備課	平成29年度近鉄大阪線山本第1号踏切道拡幅(歩道設置)に係る測量調査業務	平成29年10月27日	近畿日本鉄道株式会社	大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号	7,288,120円	列車運行に直接影響を及ぼす軌道上の施設であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
都市基盤整備課	八尾市都市計画道路情報管理システム構築業務	平成29年11月20日	株式会社パスコ大阪支店	大阪市浪速区湊町1丁目2番3号	3,512,160円	本業務は、現在既に運用を行っている道路台帳システムをベースに都市計画道路データを管理することで、より正確かつ効率的に管理を行うものです。道路台帳システムは、株式会社パスコが構築し、運用保守を行っているものであることから、本システムについても当該事業者のみが構築可能であると認められるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
土木管財課	平成29年度道路・水路台帳更新業務	(当初) 平成29年11月21日 (変更) 平成30年3月9日	(株)パスコ大阪支店	大阪市浪速区湊町1丁目2番3号	(当初) 16,200,000円 (変更) 18,370,800円	本更新業務は知識と経験を特に必要とし、システム開発業者以外の者に委託した場合、当該システムに支障が生ずる恐れがあるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
土木建設課	市道南高安第62号線道路改良工事	平成29年11月1日	(株)畑中商事	八尾市恩智中町1-165	1,558,440円	平成29年10月の台風21号による道路被害に対し、迅速な危険防止処置および応急復旧処置を実施する必要があったため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)
土木建設課	志紀第17号水路整備工事	平成30年1月29日	椎原建設	八尾市桂町5-46-8	1,398,600円	本案件につきましては指名競争入札を二度実施し、不調となった。工期の制約、早期工事着手が必要なため(地方自治法施行令第167条の2第1項第8号)
土木建設課	南本町六丁目地内材料支給に伴う資材購入	平成30年3月8日	正木建設(株)	八尾市木の本2-11-1	1,736,164円	改修が必要な擁壁について、隣接地にて建設中である工事の請負者へ材料支給することにより、擁壁改修と建築工事と合わせて施工する協議が整ったため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

平成29年度 随意契約の公表(都市整備部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成29年10月1日から平成30年3月31日までの随意契約

【 都市整備部 】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
みどり課	大和川河川敷公園災害復旧測量設計業務	平成29年11月22日	㈱井沢設計	八尾市南小阪合5-8-30	1,886,730円	災害復旧の事業実施に向け緊急に測量・設計業務を着手する必要がある、競争入札に付しては契約の目的を達成できないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当)
みどり課	(仮称)曙川公園造成に伴う東弓削遺跡埋蔵文化財遺構確認調査業務	平成29年12月1日	(公益)八尾市文化財調査研究会	八尾市幸町4-58-2	790,560円	文化庁通知により、公共的団体である同公益財団でない当該業務を履行できないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
下水道整備課	下水道工事(29-12工区)に伴う東弓削遺跡発掘調査	平成29年10月10日	(公財)八尾市文化財調査研究会	八尾市幸町四丁目58-2	763,560円	文化庁通知により、公共的団体である同公益財団でない当該業務を履行できないため。(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)
下水道整備課	八尾市公共事業設計積算システム用ソフトウェア一式	平成29年12月1日	富士通エフ・アイ・ピー(株)	大阪市北区中之島二丁目2-2	3,823,200円	当該システムのソフトウェアについては、開発者である同業者でない当該業務を履行できないため。(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)
下水道整備課	下水道工事(29-107工区)に伴う高麗寺遺跡発掘調査	平成30年2月22日	(公財)八尾市文化財調査研究会	八尾市幸町四丁目58-2	638,280円	文化庁通知により、公共的団体である同公益財団でない当該業務を履行できないため。(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)